

令和5年 第3回定例会

一般質問 椿 しんいち議員

令和5年 9月15日

▶質問

大田区議会公明党の椿 しんいちです。通告に従い、順次質問をさせていただきます。理事者におかれましては、明快な答弁をよろしくお願い申し上げます。

最初に、支援を必要としている児童・生徒の問題解決のために欠かせない専門知識を有したスクールソーシャルワーカーの活用について質問をいたします。

似たような名称でスクールカウンセラーと呼ばれている方々もおられ、どちらも悩んでいる子どもたちの力になるという意味では似ている仕事のように思われがちですが、それぞれの役割は大きく異なり、スクールカウンセラーは文字どおり、カウンセリングを中心に心の治療と呼ばれ、学校内を中心に子どもたちや保護者の本音を引き出しながら、心の問題を整理する方向へ導き、心のケアを中心に活動されております。

一方、スクールソーシャルワーカーは、悩んでいる子どもたちを取り巻く環境を整える環境の整備と呼ばれ、子どもや保護者の生活状況を整理しながら、現行の福祉制度の中で利用できるものを一緒に考え、世帯全体に対する福祉面からの環境を整えることにより、子どもたちが安心して学べる環境を整えることを目的とされております。現在、本区においては 144 名のスクールカウンセラーと8名のスクールソーシャルワーカーがおられ、区内の小中学校の児童・生徒の支援を行っていただいております。

質問します。本区のスクールソーシャルワーカー8名の方々の役割分担や活動状況、また、個人情報がございますが、許せる範囲での福祉的な支援を通じた成功事例などをお聞かせください。

文科省のスクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨を確認してみましたところ、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題でもある。こうした児童・生徒の問題行動等の状況や背景には、児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。このため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図っていくこと

とするとの記述であります。

また、昨年10月、文科省の発表によりますと、小中学校のいじめの件数が59万8499件と、コロナ禍前と比べ過去最多となり、いじめによる自殺や不登校に至る重要事態も過去2番目に多くなっております。いじめに関しては、あくまで表面に現れてきた件数ですので、見えにくいSNSによるいじめも加えると、その何倍もの件数が考えられます。本区においての小中学校の児童・生徒の不登校数は、令和2年度が814名に対し、令和3年度は1023名と初めて1000名を超え、不登校だけでなく、増加傾向にある子どもの自殺対策も含めた複合的な支援が急務と考えられます。

今年6月から7月にかけて、区内の小中学校の現役校長先生3人と、現在も教育に関わっておられる元校長先生お2人、合計5人の校長先生におのおの1時間の時間をいただき、今までの経験も含めスクールソーシャルワーカーの活用についてお話を聞かせていただきました。5人の先生方が申し合わせたかのように言われたのは、学校だけでは子どもたちの問題解決には限界があります。世帯所得の問題や家族の問題、介護や虐待など、家族への福祉的な支援が必要なケースは決して少なくありません。また、この家族に公的支援が入れば、どれだけこの子が安心して学校に通うことができるか何度も考えたことがあります。5人ともスクールソーシャルワーカーの増員を強く求められておりました。教育長や指導課長におかれては、共感する部分もおありではないでしょうか。本議場にいる私たちも、議員という立場から日頃から多くの区民相談をいただいておりますが、相談内容によっては、公的支援に結びつけることによって、再びよみがえり社会へ羽ばたいていかれる人間ドラマの場面に立ち会った経験は何度もあると思います。

本区発祥と言われている子ども食堂も、当初から国の予算がついていたわけではありません。しかし、行政サービスの敷居を高く感じたり、自分がサービスを受けられることすら知らず、SOSの出し方も分からないまま借金まみれとなり、事件や事故につながっていく事例は途切れることなく毎日のようにニュースで報道されるとおりでございます。政府も、こういった事態を重く受け止め、SOSを出しやすい環境の一つとして、民間である子ども食堂に予算をつけ、何とかして公の網目からこぼれ落ちそうな方々を支援しようと取り組んでいるのも事実であります。子どもたちの姿や行動、現在の状況を敏感に捉え、家庭に対しても積極的に関わっていただけるスクールソーシャルワーカーの活躍は、今後ますます重要になってくるのではないのでしょうか。

先日、社会福祉協議会との懇談の中で、食料支援の一つ、ほほえみご飯事業についての話題となったとき、食料支援は閉ざされた相手の心の扉を開いていただくのに非常に効果がありますとの現場の意見を聞かせていただきました。心を閉ざした保護者を適切な支援につなげ、その子の環境面から改善していけるのがスクールソーシャルワーカーと考えます。

今年2月、江戸川区議会公明党より、令和5年度予算についてスクールソーシャルワーカーの大幅増員の予算獲得との情報をいただきました。江戸川区内32の中学校へ、1校当たり3人のス

クールソーシャルワーカーを配置、合計 96 人のスクールソーシャルワーカーを目指し、配置された中学校区内の小学校をその3人が担当する体制を整えるとの内容でした。今年7月 13 日、議会事務局を通し、江戸川区の教育委員会を視察させていただき、教育研究所所長をはじめ、お2人のスクールソーシャルワーカーエリアマネージャーと面談し、大幅増員の背景と、目指す目標についてお話を伺ってまいりました。江戸川区は人口約 69 万人と、ほぼ本区と同じ人口規模、スクールソーシャルワーカー導入は平成 28 年4月にお2人の配置からスタートし、その活躍ぶりとその効果を高く評価して計画的に増員を行い、昨年度は 12 名まで増員、訪問した7月 13 日現在は 32 名のスクールソーシャルワーカーが活躍されておりました。これにより、全区立中学校にスクールソーシャルワーカー1名の常駐配置が完了したと伺いました。すごいと思います。中学校の職員室では先生方と机を並べて配置し、全教員や児童とリアルタイムの連携が取りやすい体制を整えております。また、急速に増員できた理由について伺いますと、文科省推奨の社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っていなくても、福祉や教育の分野においての地域や経験がある方を広く応募し、珍しいケースでは元江戸川区議会議員の方もおられるそうです。

また、児童相談所との関係について、お2人のスクールソーシャルワーカーエリアマネージャーに伺いますと、私たちは児童相談所の保護に至る1歩、2歩手前に関わるべきと考えていますと言われ、蘇生を目的にした区民サービスの関わり、取組が効果的に機能していると感じました。私は、義務教育というのは、子どもたちが教育を受ける義務のことではなくて、全ての子どもたちには平等に教育を受ける権利があり、全ての大人は、その子どもたちに教育の機会を平等に与える義務があるというふうに思います。令和6年度予算編成の基本方針に 208 億円の財源不足とも表記されておりましたが、必要とあればちゅうちょなく取り組む決意も必要ではないでしょうか。全ての子どもたちが安心して学べる環境を整えるのは我々行政の義務です。

質問します。将来的に、区立中学校 28 校に対し、スクールソーシャルワーカーを1校に1人の常駐配置を行い、その中学校区内の小学校をその方が受け持ち、さらに、区内を四つのエリアに分けたスクールソーシャルワーカーエリアマネージャーを配置し、ワーカーのスキルアップやバックアップ体制を整えていただきたいと思います。本区の見解をお聞かせください。

次に、病児保育を含む在宅子育て支援事業について伺います。

8年前、私の前任者、清波先輩から病児保育の推進について、仕事と子育ての両立として重要な課題と引き継ぎ、本会議場で病児保育の利用率向上やオンライン予約システム導入、今回試験実施の送迎補助など、何度も質問をさせていただきました。8月 15 日のこども文教委員会の病児保育送迎事業の試行実施についてを拝見し、いよいよ始まるかとの感もございますが、子育て中の保護者にとって使い勝手のいい事業として大事に育てていきたいと思っております。

子どもが 37.5 度以上の発熱をした場合、感染症防止のため保育園に預けることはできません。

また、保育中に急に発熱した場合、保護者は仕事中でも保育園に迎えに行かなければなりません
が、そのほとんどのケースは女性が迎えに行かれていますのが現状です。東京女子医科大学の野
原医師の調査によりますと、ゼロ歳から5歳までの幼児が6年間に保育園を病欠する日数は平均
で 60 日とされており、母子家庭の場合、仕事と育児の両立は大変にご苦労されていると考
えられます。

一方で、ジェンダーレス、女性の社会進出や管理職の登用など、現代社会の変革の中、どうし
ても仕事に都合がつかず、迎えに行けない場合もあります。そのようなとき、保護者の依頼で病院
に併設された病児保育施設の職員が当該保育園まで迎えに行き、病児保育施設まで連れて戻り、
保護者が迎えに来るまでドクターの保護の下、預かってくれる区民サービスがどれほど心強い
か、特に親元を離れ、地方から転勤で引っ越してこられた若い夫婦にとっては、まさに鈴木区
長が就任記者会見でお示された政策目標の1番目、子育て・教育を充実し、子育て世代に選
ばれる「おおた」を実現ということを実感できる区民サービスとして高く評価されることと考
えます。

私は、病児保育施設へ現場のご意見を伺うため、医院長了承の下、月1回の訪問を心がけて
おります。朝、出勤前に病児保育施設へお子さんを連れてこられる保護者は、大体7割が男性で、
3割が女性の保護者です。病児保育について伺いますと全ての保護者から、病児保育があるから
子育てと仕事の両立ができていますというご意見を頂戴し、感謝していただいております。また、
10 月から始まる送迎補助事業を紹介いたしますと本当に喜んでいただきます。ただ、できることな
ら保育園だけでなく、朝、自宅にも送迎補助を拡大してほしいというご要件も頂戴してござい
ますので、本日は要望として述べておきます。

そこで、送迎が困難な保護者等に対し、さほど予算のかからない新たな在宅子育て支援の取組
として、東京都が推進しているベビーシッター利用支援事業について伺いたいと思います。

ベビーシッター利用支援事業は2種類あり、一つ目は、現在本区で実施されている主に待機児
童対策としてのベビーシッター事業者連携型と、二つ目、日常生活上の突発的な事情等により一
時的に保育が必要となった保護者のニーズに応える一時預かり利用支援があります。本日は、後
者の一時預かり利用支援について伺います。

本事業は、一時的な保育を必要とするゼロ歳から6歳の全子育て世帯が対象となるため、本区
内では約3万 4000 人の幼児が対象となります。さらに、ベビーシッター利用の訳を問わないため、
病児保育はもちろん、冠婚葬祭や育児負担の軽減、保護者のリフレッシュや子育て不安の解消な
ど、様々なニーズに応えられると考えられます。東京都からほぼ 10 分の 10 の補助金の交付を受
け取ることができ、補助内容が手厚く使い勝手がいいため、2023 年7月1日現在、品川・目黒・豊
島・荒川・足立区など特別区 23 区中 16 の区が既に導入されております。

一方、心配事としては、ベビーシッターの質の確保と東京都がいつまで補助を出すかについて

でございますが、まず質の確保について申しますと、都は令和2年度に同事業に参画する事業者と従事するシッターに対し、事業者認定基準や東京都指定の研修を修了することを義務づけたシッター従事要件を設け、質の確保を図っております。

次に、東京都からの補助がいつまで続くのか心配なところですが、これについては、毎年行っております東京都議会公明党主催の予算要望懇談会において、23区特別区長会より、本事業について今年も強く要望をいただき、もともと都議会公明党が推進してきた経緯もあり、東京都に対しても強く要望していくと伺っております。また、都からの補助金が雑所得となり、翌年の課税対象となるのではとの疑念もございましたが、令和3年度所得税法第9条第16項により、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本事業に対する補助金は非課税となりました。

質問します。子育て支援の新たな取組として、多様なニーズに応えられるサービスメニューの充実は今後さらに重要と考えます。一時預かり利用支援の活用を含め、今後の在宅子育て支援の充実について、本区の考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

<回答>

▶酒井こども家庭支援担当部長

私からは、一時預かり利用支援の活用を含めた今後の子育て支援の充実に関する質問についてお答えをいたします。

子どもの健やかな成長を支える保護者の負担軽減などの観点から、子育て支援を充実することは重要です。一時預かり利用支援については、利用者ニーズを把握する必要があるほか、区として安定的にサービスを提供する体制確保などの課題があります。これらの検討のため、次期大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケートでは、ベビーシッターの利用ニーズを把握したいと考えております。また、事業運営体制については、先行実施区等の運営状況や課題について調査を行っております。今後、こうした情報を基に多角的な視点から分析をしてまいります。子育て支援の充実に向けては、多様なニーズに応える必要があると捉えており、区施設の一時預かり事業の充実や産後家事・育児援助事業の利用対象者の拡充などにも既に取り組んでおります。区施設での一時預かり事業については、利用率が着実に増加していることから、より多くの方にご利用いただけるよう、これまで設置されていなかった地域での新規開設準備も進めております。区は今後も様々な手法を効果的に組み合わせながら、子育て支援を充実し、子どもたちの健やかな育ちを支えてまいります。私からは以上です。

▶今井教育総務部長

私からは、スクールソーシャルワーカーに関する二つのご質問にお答えいたします。

まず、現状と成功事例についてですが、スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、子どもが抱える様々な問題や課題を解決に導くため、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、学校、家庭や地域の関係機関と連携して支援する職員として、平成26年度から導入しております。現在、教育センターに8名を配置しており、学校からの派遣申請に基づき、個別面談や家庭訪問等を実施し、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて活動しています。支援を必要とする児童・生徒は、経済的困窮や保護者の疾病などの家庭環境に問題を抱えるケースが多いため、個々の状況に応じて、適切な関係機関につなぐことで、安心して学校生活を送ることができるように支援しております。

課題解決につなげた事例としましては、対人関係の不安から不登校、ひきこもり状態となり、か

つ、保護者が日本語の理解が困難であった中学3年生のケースがあります。スクールソーシャルワーカーが生徒とその保護者に対して、家庭訪問と面談を繰り返すことによって、生徒の不安が解消し、ひきこもり状態を改善することができました。支援に当たっては、子ども家庭支援センターや児童相談所の職員、主任児童委員とともに家庭訪問を行うなどして、連携して家庭を見守るネットワークを構築しました。また、進学、受験に必要な手続きについて、保護者をサポートし、生徒は卒業後、希望する高校に進学することができました。そのほか、家庭の経済的な課題と視覚障害のある小学3年生の児童を支援したケースでは、生活保護の申請、身体障害者手帳や補装具の申請にスクールソーシャルワーカーが同行して手続きをサポートしました。また、大田区社会福祉協議会のほほえみごはん事業を紹介し、食料支援を通じた地域での見守りにつなぎました。さらに、特別支援学校の見学に同行し、転学に必要な手続きを支援するなど、児童が必要とする適切な学びを確保しました。このように、スクールソーシャルワーカーが関係部局、関係機関と連携するなど、教育と福祉をつないで支援することで、複合的な課題の解決につなげています。

次に、スクールソーシャルワーカーの充実についてですが、スクールソーシャルワーカーの派遣依頼や相談件数は年々増え続けており、これらのニーズにきめ細かく対応するための体制づくりが求められています。加えて、複合的で複雑な問題を抱えるケースに対応するためには、一人ひとりのスクールソーシャルワーカーが専門的な知識の習得に励み、実践的な経験を積み重ねることで、様々な社会資源や地域のネットワークを適切かつ効果的に活用しながら支援できるよう、問題解決能力を高める必要があります。教育センターは、各学校にスクールソーシャルワーカーの有効な活用方法を周知するとともに、スクールソーシャルワーカーに対して、学識経験者等による課題別講義や事例検討などの研修を実施しております。また、スクールソーシャルワーカーが福祉や医療機関など地域の関係機関を訪問し、情報収集と意見交換を行い、顔の見える関係づくりに努めております。加えて、子ども家庭支援センターや児童相談所等が主催する会議に参加し、子どもや家庭の支援方針を話し合い、地域での支援体制を強化しています。今後は、スクールソーシャルワーカーの活動に対する潜在的なニーズも視野に、一層効果的な活用を進めるため、専門性を高める研修やスクールソーシャルワーカーの学校への配置を含め、充実した体制づくりを検討してまいります。